

新型コロナウイルス感染症の対応について

<立川市新型コロナウイルス感染症対策本部 令和2年4月開催状況>

回	開催日時	決定・確認事項等
16	4月2日(木) 16時00分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国が発表した新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年4月1日)並びに東京都が発表した第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料等について、確認しました。(別紙1-1、別紙1-2、別紙1-3)</li> <li>● 小中学校について、入学式及び始業式は予定通り実施することとしたうえで、4月10日まで臨時休業とすることとしました。(別紙2)</li> </ul>
17	4月3日(金) 15時30分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東京都内の新型コロナウイルス感染症の罹患状況について確認し、今後の市の対応について検討しました。(別紙1)</li> </ul>
18	4月7日(火) 16時から	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小中学校の臨時休業について、別紙のとおり取り扱うこととしました。(別紙1)</li> <li>● 市主催のイベント等について、5月6日(水・祝)までの期間については中止・又は延期することとしました。</li> <li>● 公共施設等について、4月8日(水)から5月6日(水・祝)までの期間、別紙のとおり取り扱うこととしました。(別紙2)</li> <li>● すでに一般健康相談(コールセンター)を設置し、一般的な健康相談や発生状況、予防対策等への問い合わせなどに対応していますが、広く新型コロナウイルス感染症に関わる問合せに対応するため、総合コールセンターを設置することとしました。</li> <li>● 緊急事態宣言の発令に備え、市としての対応について検討しました。</li> </ul>
19	4月8日(水) 16時40分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 改正新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令されたことを受け、同法第34条第1項の規定に基づき、立川市新型インフルエンザ等対策行動計画の定めに従って、立川消防署長が指名する消防吏員を本部員に加え、立川市新型コロナウイルス感染症対策本部を開催しました。(別紙1)</li> <li>● 市の業務継続に向けた対応の考え方について検討しました。(別紙2、4月9日付で決定)</li> </ul>

令和2年4月23日

第8回教育委員会資料 ②

教育部指導課

## 新型コロナウイルス感染症の対応について

(4月21日時点)

### 1 4月9日第7回定例会以降の通知等について

- 国からの通知 (6件)
- 都からの通知 (5件)
- 市としての通知 (0件)

### 2 各学校の相談日の状況

- 各学年週に1回程度の相談日を設けた学校  
小学校：19校 中学校：9校

### 3 各学校の学習支援の状況

- 児童・生徒に自宅学習用の教材を配布している学校  
小学校：19校 中学校：9校
- 学校HPで教材等を提示している学校 (全校に対して、今後、提示するよう指導済)  
小学校：13校 中学校：4校
- 教科書を活用した学習支援について  
4月27日の週に、各学校HPで提示できるよう準備中

### 4 各学校の教科書配布の状況

- 配布できていない学校  
小学校：0校 中学校：0校
- すべて配布が完了している学校 (家庭と連絡が取れている学校含)  
小学校：14校 中学校：6校
- 一部の教科等において今週末で配布完了予定の学校  
小学校：5校 中学校：3校

### 5 教育課程の変更の状況

- 宿泊学習について  
小学校：八ヶ岳移動教室→19校が2学期に実施予定 (キャンセル料なし)  
日光移動教室→19校が2学期に実施予定 (キャンセル料は現時点ではなし)  
中学校：修学旅行→9校が8月以降に実施予定 (キャンセル料発生←国の補助を活用)

令和2年4月23日

第8回教育委員会資料 ③

教育部学務課・教育支援課

学校給食課・図書館

## 新型コロナウイルス感染症の対応について

(4月21日時点)

### 1 <学務課・教育支援課>

就学援助認定世帯（準要保護世帯）及び就学奨励認定世帯への学校給食費相当額の支給について

平成31年度及び令和2年度の就学援助認定世帯及び就学奨励費の学校給食費支給対象者に対して、小・中学校の臨時休業期間中における学校給食費に相当する額を支給することとしました。

(保護者への支給方法は、就学援助費、就学奨励費の登録口座への振込)

### 2 <学校給食課>

小学校給食費の口座引き落としについて

小学校給食の提供を停止しておりますが、緊急事態宣言の発令等による社会情勢の激変の影響や、保護者の方の経済的負担を鑑み、令和2年4月及び5月の給食費の口座引き落としを行わないこととしました。

(現段階で給食提供開始日は未定ですが、今後の給食実施状況等によって、給食費の徴収額等を調整させていただく可能性があります。)

### 3 <図書館>

図書館のインターネット音楽配信サービス(ナクソス)の利用再開について

5月6日(水・休日)まで休業要請の対象施設となっている図書館で、サービスを休止していたインターネット音楽配信サービス(ナクソス・ミュージック・ライブラリー)を4月21日(火)より電話受付にて利用再開しました。

令和2年4月3日

## 新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和2年4月2日（木）（午後4時～）に、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のように決定等いたしました。

### 記

#### 【決定事項等】

- 国が発表した新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月1日）並びに東京都が発表した第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料等について、確認しました。（別紙1-1、別紙1-2、別紙1-3）
- 小中学校について、入学式及び始業式は予定通り実施することとしたうえで、4月10日まで臨時休業とすることとしました。（別紙2）

## 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月1日） 抜粋

## (2) 地域区分の考え方について

○「3月19日の提言」における「II. 7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方」において示した地域区分については、上記(1)の各種指標や近隣県の状況などを総合的に勘案して判断されるべきものとする。なお、前回の3つの地域区分については、より感染状況を適切に表す①感染拡大警戒地域、②感染確認地域、③感染未確認地域という名称で呼ぶこととする。

各地域区分の基本的な考え方や、想定される対応等については以下のとおり。

なお、現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。また、子どもに関する新たな知見が得られた場合には、適宜、学校に関する対応を見直していくものとする。

## ①「感染拡大警戒地域」

○直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（p4脚注参照。爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。

○重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。

## &lt;想定される対応&gt;

○オーバーシュート（爆発的患者急増）を生じさせないよう最大限取り組んでいく観点から、「3つの条件が同時に重なる場」2（以下「3つの密」という。）を避けるための取組（行動変容）を、より強く徹底していただく必要がある。

○例えば、自治体首長から以下のような行動制限メッセージ等を発信するとともに、市民がそれを守るとともに、市民相互に啓発しあうことなどが期待される。

- ・期間を明確にした外出自粛要請、
- ・地域レベルであっても、10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避けること、
- ・家族以外の多人数での会食などは行わないこと、
- ・具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。

○また、こうした地域においては、その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである。

## ②「感染確認地域」

○直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して一定程度の増加幅に収まっており、帰国者・接触者外来の受診者数についてもあまり増加していない状況にある地域

（①でも③でもない地域）

## &lt;想定される対応&gt;

・人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動については、実施する。

・具体的には、屋内で50名以上が集まる集会・イベントへの参加は控えること

・また、一定程度に収まっているように見えても、感染拡大の兆しが見られた場合には、感染拡大のリスクの低い活動も含めて対応を更に検討していくことが求められる

### ③「感染未確認地域」

○直近の1週間において、感染者が確認されていない地域（海外帰国の輸入例は除く。直近の1週間においてリンクなしの感染者数もなし）

＜想定される対応＞

・屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用、参加者が特定された地域イベントなどについては、適切な感染症対策を講じたうえで、それらのリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い活動については注意をしながら実施する。

・また、その場合であっても、急激な感染拡大への備えと、「3つの密」を徹底的に回避する対策は不可欠。いつ感染が広がるかわからない状況のため、常に最新情報を取り入れた啓発を継続してもらいたい。

## 2. 行動変容の必要性について

### (1) 「3つの密」を避けるための取組の徹底について

○日本では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするため、「①クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応」、「②患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」、「③市民の行動変容」という3本柱の基本戦略に取り組んできた。

しかし、今般、大都市圏における感染者数の急増、増え続けるクラスター感染の報告、世界的なパンデミックの状況等を踏まえると、3本柱の基本戦略はさらに強化する必要がある、なかでも、「③市民の行動変容」をより一層強めていただく必要があると考えている。

○このため、市民の皆様には、以下のような取組を徹底していただく必要がある。

・「3つの密」をできる限り避けることは、自身の感染リスクを下げるだけでなく、多くの人々の重症化を食い止め、命を救うことに繋がることについての理解の浸透。

・今一度、「3つの密」をできる限り避ける取組の徹底を図る。

・また、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことを避けていただく。

・さらに、「3つの密」がより濃厚な形で重なる夜の街において、

①夜間から早朝にかけて営業しているバー、ナイトクラブなど、接客を伴う飲食店業への出入りを控えること。

②カラオケ・ライブハウスへの出入りを控えること。

・ジム、卓球など呼気が激しくなる室内運動の場面で集団感染が生じていることを踏まえた対応をしていただくこと。

・こうした場所では接触感染等のリスクも高いため、「密」の状況が一つでもある場合には普段以上に手洗いや咳エチケットをはじめとした基本的な感染症対策の徹底にも留意すること。

## (2) 自分が患者になったときの、受診行動について

○感染予防、感染拡大防止の呼びかけは広まっているが、患者となったときの受診行動の備えは不十分である。例えば、受診基準に達するような体調の変化が続いた場合に、自分の居住地では、どこに連絡してどのような交通手段で病院に行けばいいのか、自分が患者になった時、どのように行動すべきか、事前に調べて理解しておき、家族や近い人々と共有することも重要である。

○こうした備えを促進するため、新型コロナウイルス感染症を経験した患者や家族などから体系的に体験談を収集し、情報公開する取り組みにも着手すべきである。

## (3) ICTの利活用について

○感染を収束に向かわせているアジア諸国のなかには、携帯端末の位置情報を中心にパーソナルデータを積極的に活用した取組が進んでいる。感染拡大が懸念される日本においても、プライバシーの保護や個人情報保護法制などの観点を踏まえつつ、感染拡大が予測される地域でのクラスター（患者集団）発生を早期に探知する用途等に限定したパーソナルデータの活用も一つの選択肢となりうる。ただし、当該テーマについては、様々な意見・懸念が想定されるため、結論ありきではない形で、一般市民や専門家などを巻き込んだ議論を早急に開始すべきである。

○また、感染者の集団が発生している地域の把握や、行政による感染拡大防止のための施策の推進、保健所等の業務効率化の観点、並びに、市民の感染予防の意識の向上を通じた行動変容へのきっかけとして、アプリ等を用いた健康管理等を積極的に推進すべきである。

## 3. 地域の医療提供体制の確保について

### (1) 重症者を優先した医療提供体制の確保について

○今後とも、感染者数の増大が見込まれる中、地域の実情に応じた実行性のある医療提供体制の確保を図っていく必要がある。

○特に、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫の5県においては、人口集中都市を有することから、医療提供体制が切迫しており、今日明日にでも抜本的な対策を講じることが求められている。

○また、その際には感染症指定医療機関だけでなく、新型インフルエンザ等協力医療機関、大学病院など、地域における貴重な医療資源が一丸となって、都道府県と十分な連携・調整を行い、どの医療機関で新型コロナウイルスの患者を受け入れるか、また逆にどの医療機関が他の疾患の患者を集中的に受け入れるか、さらに他の医療機関等への医療従事者の応援派遣要請に応じるか、などそれぞれの病院の役割に応じ総力戦で医療を担っていただく必要がある。

○併せて、軽症者には自宅療養以外に施設での宿泊の選択肢も用意すべきである。

### (2) 病院、施設における注意事項

○大分県、東京都、千葉県などで数十名から100名近い病院内・施設内感染が判明した。一般に、病院内感染、施設内感染における感染ルートは、①医療従事者、福祉施設従事者からの感染、②面会者からの感染、③患者、利用者からの感染が考えられる。

○このうち、医療従事者、福祉施設従事者等に感染が生じた場合には、抵抗力の弱い患者、高齢者等が多数感染し、場合によっては死亡につながりかねない極めて重大な問題となる。こうした点を、関係者一人一人が強く自覚し、「3つの条件が同時に重なる場」を避けるといった感染リスクを減らす

努力をする、院内での感染リスクに備える、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、症状がなくても患者や利用者とは必ずマスクを着用するなどの対策に万全を期すべきである。特に感染が疑われる医療、福祉施設従事者等については、迅速にPCR検査等を行えるようにしていく必要がある。

○また、面会者からの感染を防ぐため、この時期、面会は一時的に中止とすることなどを検討すべきである。さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、福祉施設での通所サービスなどの一時利用を制限（中止）する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限（中止）する等の対応を検討すべきである。

○入院患者、利用者について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施する。

### （3）医療崩壊に備えた市民との認識共有

○我が国は、幸い今のところ諸外国のようないわゆる「医療崩壊」は生じていない。今後とも、こうした事態を回避するために、政府や市民が最善の努力を図っていくことが重要である。一方で、諸外国の医療現場で起きている厳しい事態を踏まえれば、様々な将来の可能性も想定し、人工呼吸器など限られた医療資源の活用のあり方について、市民にも認識を共有して行くことが必要と考える。

## 4. 政府等に求められる対応について

○政府においては、上記1～3の取組が確保されるようにするため、休業等を余儀なくされた店舗等の事業継続支援や従業員等の生活支援など経済的支援策をはじめ、医療提供体制の崩壊を防ぐための病床の確保、医療機器導入の支援など医療提供体制の整備、重症者増加に備えた人材確保等に万全を期すべきである。

○併せて、3月9日、3月19日の専門家会の提言及び3月28日の新型コロナウイルス基本的対処方針で述べられている、保健所及びクラスター班への強化が、未だ極めて不十分なので、クラスターの発見が遅れてしまう例が出ている。国及び都道府県には迅速な対応を求めたい。

○さらに、既存の治療薬等の治療効果及び安全性の検討などの支援を行うとともに、新たな国内発ワクチンの開発をさらに加速するべきである。

## V. 終わりに

○世界各国で、「ロックダウン」が講じられる中、市民の行動変容とクラスターの早期発見・早期対応に力点を置いた日本の取組（「日本モデル」）に世界の注目が集まっている。実際に、中国湖北省を発端とした第1波に対する対応としては、適切に対応してきたと考える。

○一方で、世界的なパンデミックが拡大する中で、我が国でも都市部を中心にクラスター感染が次々と発生し急速に感染の拡大がみられている。このため、政府・各自治体には今まで以上強い対応を求めたい。

○これまでも、多くの市民の皆様が、自発的な行動自粛に取り組んでいただいているが、法律で義務化されていなくとも、3つの密が重なる場を徹底して避けるなど、社会を構成する一員として自分、そして社会を守るために、それぞれが役割を果たしていこう。

以上



## 別紙

◆令和2年4月1日 18時30分時点

◆速報値のため、今後の調査状況により、変動の可能性があります。

## 1 患者の発生状況

総数	(内訳)			うち重症者
	濃厚接触者※1	海外渡航歴	調査中	
66	23	5	38	1

※1 濃厚接触者：確定患者との接触歴があるもの

\*2つの欄に該当する場合があるため、内訳と総数が一致しない場合がある。

## &lt;属性&gt;

## ○年代

10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100歳以上	不明
0	1	10	16	18	11	8	2	0	0	0	0

## ○性別

男性	女性	不明
49	17	0

## 2 都内患者数 (累計)

総数	重症者	退院
587	17	56

## 【参考】区市町村別患者数 (都内発生分) (3月31日時点の累計値)

千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田
3	19	39	22	4	15	5	10	24	21	15
世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾
44	18	15	28	9	4	2	4	20	8	6
江戸川	八王子	立川	武蔵野	三鷹	青梅	府中	昭島	調布	町田	小金井
8	4	0	3	7	1	1	0	1	6	1
小平	日野	東村山	国分寺	国立	福生	狛江	東大和	清瀬	東久留米	武蔵村山
1	3	0	0	0	0	0	1	0	1	0
多摩	稲城	羽村	あきる野	西東京	瑞穂	日の出	檜原	奥多摩	大島	利島
0	1	3	0	8	0	0	0	0	0	0
新島	神津島	三宅	御蔵島	八丈	青ヶ島	小笠原	都外	調査中※		
0	0	0	0	0	0	0	20	116		

※永寿総合病院関連106を含む

## 今後の都立学校における対応について

### 1 経緯

- 各学校には、3月26日に、春季休業期間終了後の新学期に向けた「都立学校版感染症予防ガイドライン」を周知した。
- 一方、都内においては、陽性患者数が急激に増加し、感染経路のわからない患者が増えているなど、感染拡大の局面にあり、都全体として活動自粛を呼びかけている。
- こうした状況を踏まえ、子供の健康と安全を第一に考えて、新学期からの対応を行う必要がある。

### 2 基本方針

春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間、臨時休業とする。

### 3 学校における対応

#### 【都立高校・中等教育学校等】

- ・入学式、始業式は、各学校が予定した日程で、規模等を縮小し、感染予防策を講じた上で実施
  - ・その後、登校日の設定等については、別途通知
  - ・休業期間中は、ICTの活用を含めた自宅学習等を指示
  - ・年間行事計画等を見直し、長期休業期間等を活用して教育活動を補う。
- ※ただし、島しょ地区は原則として休業しない。

#### 【都立特別支援学校】

- ・入学式、始業式は、各学校が予定した日程で、規模等を縮小し、感染予防策を講じた上で実施
- ・その後、登校日の設定については、別途通知
- ・自宅等で過ごすことが難しい子供については、学校で過ごせるよう体制を整え、保護者との連携を密にして、きめ細かに対応
- ・スクールバスや昼食等を実施

### 4 区市町村への協力要請

都内全域における感染状況を踏まえ、区市町村教育委員会に対しても、都立学校の取組を参考として、感染拡大防止の取組への協力を強く要請し、あわせて、子供の居場所の確保やICTを活用した学習支援等についての対応も依頼する。

なお、設置者の判断により学校活動を再開する場合は、感染予防対策を十分に講じた上で実施し、感染者が発生した場合には、「都立学校版感染症予防ガイドライン」で示した臨時休業の取扱いも参考に迅速に対応するよう依頼する。

**本市小・中学校の4月6日から13日までの対応について**

本日の第16回立川市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、次のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

**1 入学式・始業式について**

- ・小学校：4月6日（月）入学式・始業式
  - ・中学校：4月6日（月）始業式、4月7日（火）入学式
- ※3月24日にお知らせした通りとなります。

**2 臨時休業期間等について**

- ・4月10日（金）まで臨時休業とする。
  - ・4月13日（月）を登校日とする。
- なお、4月13日に、14日以降の予定についてお知らせいたします。

**3 子どもの居場所確保について**

- ・臨時休業期間中は、教育活動としての校庭開放、また、学童保育所への学校施設の提供を継続する。

**4 給食について**

- ・給食の開始時期については、未定です。

令和2年4月6日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和2年4月3日（金）（午後3時30分～）に、第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のことを確認等いたしました。

記

【確認等事項】

- 東京都内の新型コロナウイルス感染症の罹患状況について確認し、今後の市の対応について検討しました。（別紙1）

## 別紙

◆令和2年4月2日 18時30分時点

◆速報値のため、今後の調査状況により、変動の可能性があります。

## 1 患者の発生状況

総数	(内訳)			うち重症者
	濃厚接触者※1	海外渡航歴	調査中	
97	63	1	33	0

※1 濃厚接触者：確定患者との接触歴があるもの

※2つの欄に該当する場合があるため、内訳と総数が一致しない場合がある。

## &lt;属性&gt;

## ○年代

10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100歳以上	不明
2	4	19	15	20	14	9	10	3	1	0	0

## ○性別

男性	女性	不明
50	45	2

## 2 都内患者数 (累計)

総数	重症者	退院
684	18	56

## 【参考】区市町村別患者数 (都内発生分) (4月1日時点の累計値)

千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田
3	19	40	30	4	19	5	12	24	23	16
世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾
54	21	18	30	10	7	2	6	21	10	14
江戸川	八王子	立川	武蔵野	三鷹	青梅	府中	昭島	調布	町田	小金井
8	4	0	4	7	1	1	0	1	10	2
小平	日野	東村山	国分寺	国立	福生	狛江	東大和	清瀬	東久留米	武蔵村山
2	4	0	0	0	0	0	1	0	1	0
多摩	稲城	羽村	あきる野	西東京	瑞穂	日の出	檜原	奥多摩	大島	利島
0	3	3	0	9	0	0	0	0	0	0
新島	神津島	三宅	御蔵島	八丈	青ヶ島	小笠原	都外	調査中※		
0	0	0	0	0	0	0	20	118		

※永寿総合病院関連106を含む

令和2年4月8日

## 新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和2年4月7日（火）（午後4時～）に、第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のように決定いたしました。

## 記

## 【決定事項】

- 小中学校の臨時休業について、別紙のとおり取り扱うこととしました。（別紙1）
- 市主催のイベント等について、5月6日（水・祝）までの期間については中止・又は延期することとしました。
- 公共施設等について、4月8日（水）から5月6日（水・祝）までの期間、別紙のとおり取り扱うこととしました。（別紙2）
- すでに一般健康相談（コールセンター）を設置し、一般的な健康相談や発生状況、予防対策等への問い合わせなどに対応していますが、広く新型コロナウイルス感染症に関わる問合せに対応するため、総合コールセンターを設置することとしました。
- 緊急事態宣言の発令に備え、市としての対応について検討しました。

## 市立小・中学校の臨時休業延長に伴う対応について

本日の第 18 回立川市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、次のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

## 1 臨時休業の延長

現在 4 月 10 日（金）までとなっている臨時休業を 5 月 6 日（水）まで延長する。

## 2 臨時休業中の過ごし方

- ① 原則、不要不急の外出を行わず自宅等で過ごすよう指導する。
- ② 免疫力を高めるために、食生活を含む生活リズムの確立とともに、感染リスクへの対策を講じつつ、安全な環境下における適度な運動は必要であること等も指導する。

## 3 相談日の設定

長期となる臨時休業中の生活や家庭学習に関する児童・生徒の不安等に対して、学年グループ別の相談日を設定し、個別に支援する体制を整える。

- ① 児童・生徒をグループに分け、週 1 回、約 2 時間、相談可能な日程を設定する。

○グループ分けの例

小学校	Aグループ(1年、6年)、Bグループ(2年、5年)、Cグループ(3年、4年、特別支援学級)
中学校	Aグループ(1年、特別支援学級)、Bグループ(2年)、Cグループ(3年)

- ② 4 月 13 日（月）に設定した一斉登校日については中止する。

- ③ 相談可能日の設定例（実際の相談日の割り振りについては、各学校の事情に応じて決める）

グループ	開設時間	相談日
A	8:30~10:30	月曜相談日：4月13日、20日、27日
B	8:30~10:30	火曜相談日：4月14日、21日、28日
C	8:30~10:30	木曜相談日：4月16日、23日、30日

## 4 相談に訪れた児童・生徒への対応

- ① 家を出る前に検温させる。
- ② 入室の前に、手洗いとうがいを徹底させる。
- ③ 可能な限りマスクを着用させる。手作りマスクも可とする。

## 5 学校の対応

- ① 「机の配置等で児童・生徒との距離を保つ」「常時換気を行う」など、密閉、密集、密接が重ならないように留意する。
- ② 相談に訪れた児童・生徒の健康観察とともに、生活や家庭学習に関する相談に応じる。
- ③ 居場所確保の取組として、校庭開放を行う。(10時~12時、14時~16時)
- ④ 部活動は中止とする。
- ⑤ 相談日の他、電話等による個別の指導、相談や家庭訪問を必要に応じて行う。
- ⑥ 相談終了後は、教職員により、机、ドアノブ等児童・生徒がよく触れる箇所の消毒を行う。
- ⑦ 学校の電話やメールによる相談窓口を、相談日に関わらず常時設定し、児童・生徒の不安に応える。
- ⑧ 新 1 年生の来校については、保護者が付き添うなど、柔軟にご対応お願いいたします。

利用を休止・制限する公共施設等一覧表

別紙2

	施設名称	備考
利用を休止する 施設	女性総合センターアイム	【期間】5月6日(水・祝まで)
	子ども未来センター(立川まんがぱーくを含む)	
	たましんRISURUホール(立川市市民会館)	
	たちかわ創造舎、たまがわみらいパーク	
	スポーツ利用(学校の体育館・校庭の貸出)	
	スポーツ施設 (泉体育館、柴崎体育館、練成館、屋外体育施設)	
	児童館	
	福祉会館	
	西砂リサイクルショップ	
	清掃工場の付帯施設	
	歴史民俗資料館	
	古民家園	
	学習館	
	図書館	
	立川競輪場	
学習等供用施設		
八ヶ岳山荘		
利用を制限する 施設	子育てひろば	【利用できるもの】 事前予約制育児相談及び電話育児相談(なないろ子 育てひろば、ひまわり子育てひろば、にじっこ子育て ひろばの3か所のみ) 【期間】5月6日(水・祝)まで

令和2年4月8日時点



令和2年4月9日

## 新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和2年4月8日（水）（午後4時40分～）に、第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のように決定等いたしました。

## 記

## 【決定等事項】

- 改正新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令されたことを受け、同法第34条第1項の規定に基づき、立川市新型インフルエンザ等対策行動計画の定めに従って、立川消防署長が指名する消防吏員を本部員に加え、立川市新型コロナウイルス感染症対策本部を開催しました。（別紙1）
- 市の業務継続に向けた対応の考え方について検討しました。（別紙2、4月9日付で決定）

## 立川市新型コロナウイルス感染症対策本部員名簿

役 職	所 属
本部長	市長
副本部長	副市長
//	副市長
//	教育長
本部員	総合政策部長
//	行政管理部長
//	市民生活部長
//	財務部長
//	産業文化スポーツ部長
//	子ども家庭部長
//	福祉保健部長
//	保健医療担当部長
//	まちづくり部長
//	基盤整備担当部長
//	環境下水道部長
//	ごみ減量化担当部長
//	公営競技事業部長
//	会計管理者
//	教育部長
//	議会事務局長
//	立川消防署 地域防災担当課長

事務局 健康推進課  
生活安全課

令和2年4月9日  
立川市長  
(立川市新型コロナウイルス  
感染症対策本部長)

## 緊急事態宣言の発出に伴うBCP（市役所業務継続）の考え方

### ■基本的な考え方

立川市において、市民の命と健康を守るため必要な行政機能を維持するとともに、市民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう、必要なサービスを継続して提供するため、4月10日から5月6日までの間において業務継続の対応を図る。

各部署において順次実施する。

#### 1 業務継続のための人員の確保

- 一部の職場を除き、原則、職員の罹患の予防のため、各部署において交代制で業務にあたる。
- 当該期間中における業務の優先度を考慮したうえで、不急の業務を休止するなどして、融通可能な職員を確保する。

#### 2 業務の柔軟性・機動性・効率性など工夫の追求

- 市民の命と健康を守る視点に鑑み、市民が集まる動きなどについて分散・抑制につながる工夫に取り組むとともに、職員の健康管理はもとより職場環境の安全衛生の視点を踏まえつつ、業務の柔軟性・機動性・効率性の工夫に努める。

#### 3 人員（融通可能な職員）の融通と勤務体制の工夫

- 現在生じている新型コロナウイルス感染症関連等に伴う過重業務や今後の国・都の新たな経済対策等への対応業務への支援を行う。
- 総合的なコールセンターの設置に伴う当面の支援を行う。
- 業務の交代制や班相互の非接触の観点から、各部署における他の場所（会議室等）での執務等や在宅勤務を可能とする。

#### 4 緊急事態時優先業務の最適化

- 虐待やDV等の防止などにつながる業務をはじめ、見守り業務等については継続実施する。
- 保育・学童保育所などについては、特に保育所では緊急事態時において登園自粛要請を行うものの、社会的要因により保育が必要とされる児童の保護者への対応や、学童保育所などでの子どもの居場所を確保する業務については継続実施する。

交代制モデルケース

※状況変化や各部署の状況により、日ごと交代制出勤を含め検討

■ 2班体制

※ ……▶ A業務支援・B業務支援または在宅勤務

班	第1週目	第2週目	第3週目	第4週目
1	基本業務 (共通) ————▶	B業務支援 ————▶	基本業務 (共通) ————▶	B業務支援 ————▶
2	A業務支援 ————▶	基本業務 (共通) ————▶	A業務支援 ————▶	基本業務 (共通) ————▶

■ 3班体制

※ ……▶ A業務支援・B業務支援・C業務支援または在宅勤務

班	第1週目	第2週目	第3週目	第4週目	第5週目	第6週目
1	基本業務 ————▶			C業務支援 ————▶		基本業務 ————▶
2	A業務支援 …………▶	基本業務 ————▶	(共通) ————▶	A業務支援 ————▶		
3	基本業務 ————▶	B業務支援 …………▶		基本業務 ————▶	(共通) ————▶	

■ 留意点

- ◎ A業務支援・B業務支援・C業務支援は、他の部署からの要請に基づく業務支援をはじめ、各部署における他の場所（会議室等）での執務のほか、在宅勤務の場合を含む。
- ◎ 他の部署からの業務支援を求める場合・・・所管部でとりまとめて、行政管理部人事課を通じ感染症対策本部で調整
- ◎ 業務支援及び各部署における他の場所での執務において、会議室を使用する場合・・・所管部でとりまとめて、行政管理部総務課を通じ感染症対策本部で調整
- ◎ 会議室において貸出用ノート型パソコンを使用する場合・・・所管部でとりまとめて、総合政策部情報推進課を通じ感染症対策本部で調整